

道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する規則

(平成26年4月1日規則第12号)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第10号）の規定に基づく育児休業等については、千歳市職員の育児休業等に関する規則（平成4年千歳市規則第26号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。